

◎新潟県告示第1185号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
関川水系漁業協同組合（妙高市美守2-1-38 1F）
- 2 漁業権の免許番号
内共第17号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後			変 更 前		
第1条～第2条（略）			第1条～第2条（略）		
(漁具・漁法の制限)			(漁具・漁法の制限)		
第3条 の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。			第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。		
ア 魚種	イ 漁具 ・ 漁法	ウ 規模	ア 魚種	イ 漁具 ・ 漁法	ウ 規模
あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい	手釣・竿釣 ・ 投網	竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下 網目は12ミリ以上	あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい	手釣 り ・竿釣 り ・ 投網	竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下 網目は12ミリ以上
(遊漁区域と遊漁期間)			(遊漁区域と遊漁期間)		
第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。			第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。		
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁	あゆ	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁
いわな	同上	3月1日から9月30日まで	いわな	同上	3月1日から9月30日まで
やまめにじます	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。 ・ 妙高市杉野沢地内 関川：苗名滝より上流区域	同上	やまめにじます	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。 ・ 妙高市杉野沢地内 関川：苗名滝より上流区域	同上

<ul style="list-style-type: none"> ・妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及び支川の区域 ・上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端上流の矢代川及びその支川の区域 ・妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農 		<ul style="list-style-type: none"> ・妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及び支川の区域 ・上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端上流の矢代川及びその支川の区域 ・妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農 	
---	--	---	--

	業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域	
こい ふな うぐい	内共第17号の区域のうち次に限る。 堀切川：砂防堰堤より上流 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流	

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ、うぐい、こい、ふな	竿釣	日券2,000円 年券5,000円
いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	竿釣	日券1,500円 年券4,000円
あゆ・いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	投網 竿釣(あゆのみ)	年券12,000円

*うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

①組合が指定し公示した各市町村の釣具店

②総括販売 妙高市美守2丁目1-38

関川水系漁業協同組合事務所

	業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域	
こい ふな うぐい	内共第17号の区域のうち次に限る。 堀切川：砂防堰堤より上流 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流	

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣り	<u>1</u> 日券2,000円 年券5,000円
いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	竿釣り	<u>1</u> 日券1,500円 年券4,000円
あゆ・いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	投網	年券12,000円

*うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

①組合が指定し公示した各市町村の釣具店

②総括販売 上越市子安新田4-67

関川水系漁業協同組合事務所

③その他、組合が指定し公示した場所、オンラインシステム等

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号から第3号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)と遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。
- 3 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

- 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。
- 2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

③その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)と遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

- 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510</u> <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第6号のとおりとする。

(附則)

この規則は令和5年1月1日から施行する。

(行政庁の許可日 令和 年 月 日)

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

様式第1号

溪流釣 日券・年券 遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

住所	〒 _____
遊漁者	氏名 _____ (年齢) _____

承認期間 _____

遊漁対象魚種 ※魚種ごとに遊漁対象魚種は異なりますので、ご注意ください。
 ・内共第17号 いわな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい
 ・内共第18号 いわな、やまめ、にじます、うぐい

漁具・漁法 竿釣り 1本
 遊漁区域
 ・関川水系漁業協同組合が有する内共第17号の区域
 ・関川水系漁業協同組合と北信漁業協同組合が有する内共第18号の区域
 ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合
 販売店名 _____
 料 金 _____

(裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に付けて下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の漁場監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
- いわな・やまめ・にじますは全長15cm以下、うぐいは全長10cm以下採捕禁止。本証は、表面に記載された魚種以外の採捕することはできません。
- 「食用抑制の措置」により、こい、ふな、うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
- その他制限と禁止
 ①水中で電流を通じする漁法 ②瀬干漁法
 ③ごろもろ漁法(あめごろもろを除く。)
 ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
- 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
- さけ、さくらますは全面禁漁
- あめ釣りはあめの遊漁承認証、いわな・やまめ等は別途遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
 漁場ごとに魚種の放流量は毎年監視員内水面漁場管理委員会より指示された増殖指示量に基づいています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
 組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効利用できるように配慮しています。
 ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (0255-75-5148) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式1号

溪流釣 遊漁承認証 (表)

平成〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

住所	〒 _____
遊漁者	氏名 _____ (年齢) _____

承認期間 平成 _____ 年遊漁期間中

遊漁の魚種
 いわな、やまめ、にじます、(うぐい、こい、ふな含)

漁具・漁法 竿釣り 1本
 遊漁区域
 関川水系(内共第17号・18号の区域)
 ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合
 発行者名 _____ 印
 料 金 4,000 (現場交付4,500)

溪流釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず付けて下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の漁場監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
- いわな・やまめ・にじますは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止、あめ釣りはあめの遊漁承認証、いわな・やまめ等は別途遊漁承認証が必要です。
- 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
- その他制限と禁止
 ①水中で電流を通じする漁法 ②瀬干漁法
 ③ごろもろ漁法(あめごろもろを除く。)
 ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
- 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
- さけ、さくらますは全面禁漁
- あめ釣りはあめの遊漁承認証、いわな・やまめ等は別途遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
 新規県漁業管理委員会指示の養魚放流量(平成16年から平成25年まで10年間)

	あゆ	いわな	やまめ	にじます	ふな	こい	うぐい
17号漁場	30kg	3,000尾	3,000尾	100kg	40kg	4kg	30㎡
18号漁場	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量(17号漁場及び18号漁場の養魚放流量以外、西丘3年間の年間量)

	あゆ	いわな	やまめ	にじます
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流場所は魚種それぞれ監視員が直する関川に放流しています

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

- 遊漁規則に基づき定められた遊漁期は、免許された当組合に課されている増殖義務及び資源豊穡増進のための資源の一部として使用されるものです。
 組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
- 県内一円の漁場でも、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効利用できるように配慮しています。
 ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第2号 あゆ釣 日券・年券 遊漁承認証(表)

〇〇年 No. _____

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊漁者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年番)

承認期間 _____

遊漁の魚種 あゆ (うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り1本 (あゆご限り ごろがみ釣り可能)

遊漁区域 関川水系 (内共第17号の漁場区域のみ遊漁可能)

漁協名 関川水系漁業協同組合

販売店名 _____

料 金 _____

(裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時この遊漁監督員等、他の人から見えやすい箇所必ずお示し下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の漁場監督員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。

4. その他制限と禁止

- ①水中で電流を通じする漁法
- ②瀬行漁法
- ③ごろがみ漁法 (あゆごろがみを除く)
- ④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法
- ⑤水中銃を使用する漁法
- ⑥火光を使用する漁法

5. 遊漁期間・あゆ解禁

毎年7月11日より11月30日まで (ただし、10月1日より1週間未満)

6. さけ、さくらますは全産禁漁

7. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いずな・やまめ等(遊漁的遊漁承認証)が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
漁業種に基づく魚種の放流量(直轄内水面漁場管理委員会より指示された増殖指示量)に基づいています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (0255-75-5148) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式2号 あゆ釣 遊漁承認証(表)

平成〇〇年 No. _____

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊漁者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年番)

承認期間 平成 年遊漁期間中

遊漁の魚種 あゆ (うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り1本 (あゆご限り ごろがみ釣り可能)

遊漁区域 関川水系 (内共第17号・18号の区域)
うぐい、こい、ふなは、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

発行者名 _____ 印

料 金 円 5,000 (現場交付円5,500)

あゆ釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時この遊漁監督員等、他の人から見えやすい箇所必ずお示し下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の漁場監督員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
- いずな・やまめ・にじます・こい・ふな・うぐいは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。
- 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
す除き区域限定食用禁止魚種あり。
- その他制限と禁止

- ①水中で電流を通じする漁法
- ②瀬行漁法
- ③ごろがみ漁法 (あゆごろがみを除く)
- ④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法
- ⑤水中銃を使用する漁法
- ⑥火光を使用する漁法

7. 遊漁期間・あゆ解禁

毎年7月11日より11月30日まで (ただし、10月1日より1週間未満)

8. さけ、さくらますは全産禁漁

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
新規県漁業管理委員会指示の増殖放流量 (平成16年から平成25年までの10年間)

	あゆ	いずな	やまめ	にじます	ふな	こい	うぐい
17号漁場	30kg	3,000尾	3,000尾	160kg	4kg	4kg	30㎡
18号漁場	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量 (17号漁場及び18号漁場の増殖放流量外：直轄3年間の年間量)

	あゆ	いずな	やまめ	にじます
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流量別魚種それぞれ漁業種に適合する川に放流しています

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

- 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された当組合に課せられている増殖義務及び増殖事業維持等のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
- 県内一円の漁場では、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

※投網遊漁承認証、日釣遊漁承認証の様式も上記に準ずる

様式第3号

投網遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____	
投網遊漁承認証	
但しあゆのみ竿釣り可	
遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢) _____
承認期間 _____	年遊漁期間中
遊漁の魚種	あゆ (うぐい、こい、ふな含む)
漁具・漁法	竿釣り1本 (あゆご限り ごろがし釣り可能)
遊漁区域	関川水系
漁協名	関川水系漁業協同組合
販売店名	_____
料 金	¥12,000 (現場交付¥12,500)

(裏)

注 意 事 項
1. 遊漁 (釣) をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所必ず持っていて下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁業監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. その他制限と禁止
①水中に電流を通じてする漁法
②瀬干り漁法
③ごろがし方法 (あゆごろがしを除く。)
④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法
⑤水中銃を使用する漁法
⑥火光を使用する漁法
5. 遊漁期間・あゆ摘禁
毎年7月11日より11月30日まで。 (ただし、10月1日より1週間禁漁)
6. さけ、さくらますは全面禁漁。
7. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いわな・やまめ等、別項の遊漁承認証が必要です。
★ <u>投網遊漁承認証ご限り「あゆ」のみ竿釣りを認める。</u>
★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第4号 オンラインシステム 遊漁承認証 溪流
釣 (日券・年券)

FISH PASS		関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 溪流魚 竿釣 有効期限 年 月 日
■ご購入遊漁券情報 ご注文番号 商品コード 商品名 関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 溪流魚 竿釣 有効期限 / / ~ / / 金額		
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住所 メールアドレス		
様	領収書	〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 株式会社フィッシュパス TEL0776-67-7335 FAX0776-67-7335
商品内容 注文番号 商品名：関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 溪流魚 竿釣		¥

オンラインシステム 遊漁承認証 アユ釣 (日券・年券)

FISH PASS		関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣 有効期限 年 月 日
■ご購入遊漁券情報 ご注文番号 商品コード 商品名 関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣 有効期限 / / ~ / / 金額		
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住所 メールアドレス		
様	領収書	〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 株式会社フィッシュパス TEL0776-67-7335 FAX0776-67-7335
商品内容 注文番号 商品名：関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣		¥

様式第5号

漁場監視員証(表)

	<u>漁場監視員証</u>	関川 号
	氏名	
年 月 日交付	住所	
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
関川水系漁業協同組合		印

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧にして行う。 3. 本証を携帯しベストを着用すること。 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う。 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式3号

漁場監視員証(表)

監視員証 No				
<u>漁場監視員証</u>				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table>	氏名	(年齢)	住所	
氏名	(年齢)			
住所				
有効期間				
平成 年 1月1日より				
平成 年12月31日まで				
発行者 関川水系漁業協同組合 印				

漁場監視員証(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧にして行う。 3. 本証を携帯し腕章をつけること。 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない

様式第6号 県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

様式(3) 県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ <u>12,000 円</u> かじか・うなぎ・こい・ふな (税抜)	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日